令和５年６月２８日

父母等の皆様へ

沖縄県立沖縄水産高等学校長
（公印省略）

令和５年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、父母等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

１．給付対象者　：
①生活保護（生業扶助）受給世帯
②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

２．提出書類　：　別紙参照（リーフレット）

３．提出期間　：　令和５年７月３日（月）～令和５年７月２０日（木）

４．提出先　　：　沖縄水産高校事務室

５．留意事項
(1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
(2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は７月１日現在を基準とします。
（家計急変世帯への支援については除く）

＜沖縄県外に在住の方＞

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 沖縄水産高等学校 事務室
担当者　大城　TEL：098-994-3483

奨学のための給付金に係る提出書類等確認票(専攻科)

※学校へ提出する前に提出書類の確認をお願いいたします。

【受給要件】

□ 平成26年度以降に入学した生徒が、令和5年7月1日現在在学し、休学中ではない
（家計急変世帯の場合は、申請の月の翌月の1日現在）

□ 申請者（父母等）の居住地が沖縄県内である

□ 専攻科在学中に、「高校生等奨学給付金」を2回以上給付されていない
（過去に在学（専攻科）した学校における給付回数も含む）

□ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

□ 生計維持者（父母等）全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税、
又は生活保護受給世帯

【提出書類】

□ 共通

□ 高校生等奨学のための給付金受給申請書

□ 債権者登録申請書※

□ 振込口座の通帳の写し※
（銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの）

※以前に登録したことがあり、その後変更がない場合は省略可能

どれか一つにチェック

□ 生活保護受給世帯

□ 生活保護法の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
（生活保護証明書で生業扶助を受けているか確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可）
※証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

□ 非課税世帯

□ 世帯の課税状況を確認できる書類（令和5年度課税証明書等）

□ 家計急変世帯

□ 生計維持者（父母等）の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等　破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

□ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
（全項目が記載されている）所得・課税証明書の写し（家計急変前）
会社作成の給与明細、直近の給与明細書（家計急変後）
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類（家計急変後）

＊ 該当者のみ

□ 申請者以外の口座へ振り込む場合

　□ 依頼書

沖縄県高等学校等奨学のための給付金リーフレット【専攻科】

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和5年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。（新入生への一部支給は除く）。

(1) 父母等（生計維持者）の令和5年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
(2) 申請者（父母等）が、沖縄県内に在住している
(3) 生徒が、専攻科支援金の支給対象である
(4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない
(5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
(6) 専攻科在学中に、これまで「高等学校等奨学給付金」を2回以上給付されていない（過去に専攻科に在学した学校における給付回数も含む）

※家計急変により収入が著しく下がった方も支給対象になる場合があるので、気になる方は本校事務室までご連絡ください。

〇支給額（返還の必要はありません）　※国公立高校の場合

世帯状況		給付額（年額）
非課税世帯等	専攻科課程に在籍	50,500 円

〇提出書類　※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

①高校生等奨学給付金受給申請書（専攻科用）（様式 1）
②令和5年度（所得）課税証明書
③生活保護受給証明書（生活保護を受給している場合）（様式 2）
④債権者登録申請書（別添様式）　※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
⑤振込口座の通帳の写し

様式は、本校事務室で受け取るか、本校ホームページで印刷してください。

裏面へ続く

提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税 世帯
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○
②令和5年度（所得）課税証明書		○※1
③生活保護受給証明書	○※1 ※2	
④債権者登録申請書	○	○
⑤振込先口座の通帳の写し	○	○

※1 ②③は就学支援金制度等で既に提出済で同書類を利用することについて同意した場合、省略可
※2 ③は証明書の発行日が７月１日以降であり、受給開始日の記載があること

○提出期間　　令和5年7月3日（月）～ 令和5年7月20日（木）

○問い合わせ先　　沖縄水産高校事務室　担当者　大城　TEL:098-994-3483